

令和6年度 埼玉県精神保健福祉審議会 議事録

日時：令和7年3月25日（火）

午後6時30分から午後8時

会場：Teams によるオンライン会議

（インターネット環境のない委員及び事務

局は埼玉県庁ワークラウンジ）

＜出席委員＞

廣澤 信作	埼玉県医師会	副会長	【議長】
丸木 雄一	埼玉県医師会	副会長	
渡邊 宏治	大宮厚生病院	理事長	
岡安 美紀生	不動ヶ丘病院	院長	
綱島 宗介	武蔵野病院	理事長	
喜多 みどり	聖みどり病院	院長	【議事録署名人】
飯島 毅	埼玉精神神経科診療所協会	会長	
長根 亜紀子	いずみクリニック	院長	
黒木 規臣	地方独立行政法人埼玉県立病院機構	埼玉県立精神医療センター 病院長	
荒木 とも子	日本精神科看護協会埼玉県支部	（新狭山かえでクリニック看護センター長）	
吉岡 幸子	八戸学院大学	教授	【議事録署名人】
田村 綾子	聖学院大学	教授	
金子 直史	埼玉県社会福祉協議会	副会長	
林 あおい	埼玉県精神障害者家族会連合会	理事	
戸部 早姫	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会		
岡部 明美	埼玉県精神障害者団体連合会ポプリ	副会長	

＜埼玉県精神保健福祉審議会規則第7条に基づく出席関係者＞

星野 順一	埼玉県警察本部生活安全総務課	指導第2係長（課長代理）
服部 明	埼玉消防長会救急部会部会長	比企広域消防本部 消防長
重吉 大輔	さいたま保護観察所	統括社会復帰調整官（所長代理）

＜事務局＞

横田 淳一	保健医療部健康政策局	局長
鈴木 久美子	保健医療部疾病対策課	課長
佐藤 夕子	保健医療部疾病対策課	副課長
外園 孝之	保健医療部疾病対策課	主幹

濱谷 翼	保健医療部疾病対策課	主査
石田 大翔	保健医療部疾病対策課	主事
茂木 誠一	福祉部障害者福祉推進課	課長
西川 智久	福祉部障害者福祉推進課	主幹
田中 陽介	福祉部障害者福祉推進課	主任

- 保健医療部健康政策局長による挨拶
- 出席委員の紹介
- 委員総数 16 名のうち、16 名の委員が本日の会議に出席
審議会規則第 6 条第 2 項により本日の会議が有効に成立していることを確認
- 配布資料の確認
- 会議の公開の確認

<議事>

- (1) 改正精神保健福祉法について
 - ア 医療保護入院の入院期間の更新について
 - イ 精神科病院における業務従事者による虐待について
 - ウ 入院者訪問支援検証事業について
- (2) 大規模地震時医療活動訓練について

<議事録：要旨>

廣澤会長が審議会規則第 6 条第 1 項の規定に基づき議長となり、以降の議事を進行。

議事（１）改正精神保健福祉法について

事務局（疾病対策課・障害者福祉推進課）

資料 1、資料 2 及び資料 3 に基づいて説明。

議長）

ただいま改正精神保健福祉法について、医療保護入院の入院期間の更新、業務従事者による虐待、入院者訪問支援検証事業につきまして事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見や御質問があればお願いします。

渡邊委員）

<挙手>

議長)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員)

今話の中にもありましたように、入院者訪問支援検証事業に参加させていただいたり、研修現場でお話させていただいたりしたので一言感想を話したいかなと思います。事業内容としては、実際どういうものなのかやってみないとわからないところもありましたが、実際経験してみて、患者さんの意見や話を聞いていただいたということで、かなり妄想の強い方をお願いしたんですけれども、かなり本人的にはしゃべりきったという感覚があったみたいで、私たちとしてもよかったかなという思いがありました。

その反面、私たちも毎日お話を聞いていて、一体どういうことを話されたのかっていう詳しい内容がわからない状態だし、本人に聞いても話さないし、どのようなことが起きたかというのはわからない部分もありました。その辺がもやもやとしたところでしたので、できればその結果を報告という必要はないのかもしれないですが、患者さんと病院をつなぐということがやっぱり大事なかなと思いますので、その辺のところをもうちょっと円滑にできるようになるといいのかなと感じております。

また、私の病院ではないですけれども、精神科病院の虐待防止の取り組みに関しても、他の病院の先生からの話によると、もちろん確認に協力しているけれども、実際に調査が入ったときに、こちらもどういうふうになるのかなとかなり緊張して対応しても、その調査結果に関するフィードバックが割とないということだったので、難しいのかもしれないですがしっかりとフィードバックしていただけるような体制を作っていただくと、こちらも頑張って教育してきたいなという気持ちになれるのかなと思います。以上です。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局（障害者福祉推進課）

患者さんと医療機関の方々を橋渡ししていくということが、やはりこの事業の最も重要な部分だと思いますので、いただいた意見はごもっともです。支援員が訪問に行った際に、医療機関の方々にどんな話をしたかお伝えしますか、という部分を積極的に確認するなどの対応が取れるかなと思います。それについて今後も共有していきたいと思います。一方で、外部から支援員が入って医療機関の方とは独立した立場でお話を伺うという支援員の特性もありますので、そこは患者さんの御希望を確認しながら対応していこうと思います。ありがとうございます。また次年度以降に検討していきたいと思います。

事務局（疾病対策課）

我々も虐待防止に関する対応について、日々悩みながら対応しています。この制度で病院さんと行政が対立構造になるわけではないと、必ず伝えております。もし仮に虐待の芽があるのであれば、早いうちからお互いが連携して、早いうちに摘み、そしてそれがゆくゆくは埼玉県内の精神科医療の底上げに繋がるというような認識で、病院さんとともにやっているところでございます。

また、さいたま市さんの運用と違う部分がもしかしたらあるかもしれませんが、我々としてはその場でお伝えできるところはお伝えし、病院さんにも負担をかけておるところなので互いを尊重しながらやらせていただき、知見を積み重ねている途中でございます。引き続きよろしくお願いします。

議長)

ありがとうございました。他に委員の方々から質問はございますか。

事務局（疾病対策課）

先ほどの説明の補足ですが、虐待関係で実地に伺わせていただくときには、その場でフィードバックはできませんが、一旦戻って参りまして、課内・部内で検討した結果をすべて文書でお返ししております。お伺いした当日にはその結果をお出しできないですが、すべて結果は書面で出させていただいておりますので、追加で説明させていただきました。

議長)

ありがとうございました。金子委員、どうぞ。

金子委員)

ありがとうございます。来年度については受入病院を拡大していくというお話がございましたが、そうすると今後の支援員の養成をどんどんしていく必要があるかなと思います。養成について、計画や見込みは大丈夫かどうか確認したいので、よろしくお願いします。

議長)

事務局どうでしょうか。

事務局（障害者福祉推進課）

ありがとうございます。支援員の養成につきましては、来年度もこの支援員養成研修を実施する予定で準備をしております。もう1点は、今年度受け入れのあった支援の実施件数が少なかったことで、実際に今年度研修を受けたが半年間支援員として活動できないまま終わってしまった方々が大半になっております。今年度研修を受講された方のフォローアップと、新たな支援員養成とのバランスを見ながら、どのような形で研修を行うかというのをもう少し

し検討する必要があるかなということで確認しております。以上です

議長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

金子委員)

そうすると 51 名の方は全員の方が活動できるという認識でいいでしょうか

事務局（障害者福祉推進課）)

そうです。事務局との日程の調整というところにはなりますが、基本的に活動していただける形で準備いただいています。

金子委員)

わかりました。ありがとうございます。

議長)

他にはいかがでしょうか。荒木さん、どうぞ。

荒木委員)

2 点お聞きしたいです。訪問支援員の研修 2 日間は、費用はどれぐらいかかるのかということと、どこに申し込みをすればよいのかということと、訪問者の方々には謝金が発生するのかということですね。謝金ではなくて交通費だけなのかということをお伺いさせていただきたいのが 1 つです。もう 1 つは虐待防止の件ですが、精神科看護協会でも虐待防止研修会を実際県内で実施しているのですが、この前も疾病対策課にお電話を差し上げて、私どもの協会とコラボして研修会等々を開かせてもらえないかという話をしたのですが、断られてしまいまして、私ども認定看護師とか専門看護師がおりますので、ぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。来年度以降に検討していただけたらいいなという希望でございます。なので、支援員養成の研修の費用等を教えていただければと思います。

議長)

ありがとうございます。事務局どうでしょうか。

事務局（障害者福祉推進課）)

まず研修の受講費用ですが、費用はかかりません。申込については、当課の方で研修案内をホームページにアップしますので、御確認いただいて申し込んでいただくという形を今年度はとりました。

謝金については、実際に訪問支援で動いていただいた方に、実績ベースで謝金をお支払いするという形で行っております。なので、待機していただいている方皆様に謝金をお支払いするというのではなくて、動いていただいた方について支払うという形になっております。訪問支援1件ごとに1万円です。この1万円の中には交通費も含まれておりますし、あとは訪問支援を行っていただいた後に、どういった支援を行って、どんな状況だったかについて報告書を出していただく必要がありますので、その作成などを含めた上で1件1万円。ピアサポーターの方と専門職の方2名1組で動きますので、事業所ベースで言えば1件対応すると2万円が事業所の収入になるという形です。

議長)

虐待につきましてはいかがですか。

事務局（疾病対策課）

ありがとうございます。また引き続き様々検討させてもらいながら、我々としてもやっていけたらと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

荒木委員)

ありがとうございました。御検討ください。

議長)

ありがとうございました。田村委員、どうぞ。

田村委員)

先ほどの入院者訪問支援事業の検証事業のところで、現状の課題として希望者がまだ少ないということについては聞き取りがありましたが、例えば入れてみてよかったところみたいなことも、医療機関の側から先ほど少し渡邊先生から所感はお伺いできましたが、他にももしあればお聞きしたいです。また、資料に市町村長同意以外の方が希望する場合、というところがありましたが、実際に市町村長同意でない方も利用した人がいたのかどうかということをお聞きしたいです。市町村長同意以外の場合は、どういう場合に認められるのかという要件が具体的にあるかどうかということも併せてお伺いできればと思います。

もう1点は虐待についてです。早速動いていて実際に病院に聞き取るなどの対応をしているということで、普段からの協力関係がないとなかなかできないことだと思います。おそらく県の担当者の皆さんと医療機関が従来連携してらっしゃるからこそという部分があるのかなと思ったのですが、認定された後に虐待がなくなったというか、どういうふうに解消されたかということももし把握されていたら、差し支えない範囲でお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

議長)

事務局よろしくお願いします。

事務局（障害者福祉推進課）

まず、入院者訪問支援を利用された方の感想や効果などの聞き取りというのは、今年度は具体的な形としては行っておりません。次年度以降は件数が少し増えてくるところもあると思いますので、先ほど申し上げた医療機関の方々に御参加いただく実務者会議を次年度実施する予定でありますので、そこに合わせてそういった声を拾い上げて、医療機関の方々と議論したいなというように考えております。

もう1点は市町村長同意ではない方ですが、今年度実際にいらっしゃいました。家族と疎遠になっていて、面会・交流がなかなかできていないというような状況の中で、この事業を実施したいという方がいらっしゃいましたので、御利用いただきました。その点について、県が認めた場合となっておりますが、ここについても今年度は検証事業ですので、なるべく多くの方にまずこの事業を御利用いただいて、その支援の実績を積み重ねたいというところがありましたので、間口を広げて受けていたというところもございます。なので、そのあたりの線引きを今後どうしていくかは御指摘のとおり、課題になっていくところかなと思います。以上です。

議長)

ありがとうございます。

事務局（疾病対策課）

ありがとうございます。まず虐待を認定いたした場合には、病院から今後に向けた報告書というような形でいただいております。また38条の6に基づく定時の実地指導の際にも、現状をお聞かせいただいたりですとか、あとは虐待防止に関する研修の実施状況等を確認させてもらいながら、その結果も認識をしていきながらやっているところでございます。以上です。

議長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

<質疑無し>

議長)

よろしいでしょうか。それでは次の議事に進みたいと思います。

議事（２）大規模地震時医療活動訓練について

事務局（疾病対策課）

資料４に基づき説明。

議長）

ただいま大規模地震時医療活動訓練について事務局から説明がありましたが、この説明につきまして御意見や御質問があればお願いします。

<質疑無し>

議長）

よろしいでしょうか。それでは最後に「その他」として委員の方、あるいは事務局から何かありますでしょうか。

<委員・事務局ともになし>

議長）

御意見がないようですので、終了したいと思います。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました

【審議会終了】

以上、埼玉県精神保健福祉審議会規則第9条第2項の規定に基づき、議長及び議事録署名委員により、会議のてん末に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____